

妊娠等に関する支援

※本調査は平成28年6月1日現在の状況です。

市町村	2 不妊治療費の助成					3 不育症治療費の助成					4 妊婦健診の助成		5 妊婦歯科健診の助成		6 妊産婦医療費の助成	
	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	制度の内容
福島市	ない					ない					ある	15回	ない		ない	
会津若松市	ない					ない					ある	妊婦健診14回 産後1ヶ月健診1回	ない		ない	
郡山市	ある	夫婦の所得の合計が、730万円未満	男女とも国の制度で、特定不妊治療にかかる治療費の一部を助成する。 また男性不妊治療（手術を伴うもの）にかかる治療費の一部を助成する。	初回は30万円を上限 2回目以降は15万円を上限 男性不妊治療は1回15万円を上限	治療開始時の妻の年齢が40歳未満の場合、通算6回まで。 40歳以上43歳未満の場合、通算3回まで。	ない					ある	15回	ない		ない	
いわき市	ある	夫婦の所得の合計が、730万円未満	1. 特定不妊治療（医療保険診療外である体外受精及び顕微授精による治療費） 2. 男性不妊治療	初回は30万円、2回目以降は1回につき15万円（治療区分C及びFについては7万5千円）。但し、初回治療の終了日がH28年1月19日以前の方は、2～3回目のみ、5万円（但し、治療区分C及びFについては2万5千円）を上乗せ助成。男性不妊治療は15万円。	初回治療開始時の妻の年齢が40歳未満では通算6回。40歳以上は43歳までに通算3回。	ない					ある	14回及び産後健診1回	ない		ない	
白河市	ある	夫婦の合計所得が730万円未満	・ 特定不妊治療（体外受精及び顕微授精） ・ 男性不妊治療（特定不妊治療の過程において、男性不妊と判断された場合の精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術）	福島県築堤不妊治療費助成事業による助成を優先して適応し、当該助成額を控除した額。治療内容により5万から10万円	40歳未満は6回。40歳以上は3回（43歳まで）	ない					ある	15回	ない		ない	
須賀川市	ある	夫及び妻の前年の所得の合計額が730万円未満	○特定不妊治療に要した費用（医療保険適用以外の部分） ○男性不妊治療に要した費用（医療保険適用以外の部分）	福島県特定不妊治療費助成事業による助成額を控除した額で、1回の治療につき上限10万円。	初回申請の際の治療開始日時点において40歳未満：43歳までに達するまでに通算6回、40歳～43歳未満：43歳までに達するまでに通算3回。男性は通算6回まで。	ない					ある	15回及び産後1か月健診1回	ない		ない	

市町村	2 不妊治療費の助成					3 不育症治療費の助成					4 妊婦健診の助成		5 妊婦歯科健診の助成		6 妊産婦医療費の助成	
	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	制度の内容
喜多方市	ある	福島県特定不妊治療費助成事業助成を受けた方を対象としており、県助成は所得制限がある	保険診療の適用とならない 体外受精、顕微授精	回数、内容により金額上限が異なる(150,000円、75,000円、50,000円、37,500円)※福島県の助成の半額	欄外の不妊治療の助成回数に同じ ※福島県助成に同じ	ない					ある	14回	ある	1回	ある	妊娠4か月に達する国民健康保険加入者については、出産した月まで自己負担0割
相馬市	ある	ない	保険診療の対象とならない ◇一般不妊治療(人工授精) ◇特定不妊治療(体外受精・顕微授精)	◇一般不妊治療:1年度以内の治療に要した助成対象経費の合計額とし、10万円を限度として助成 ◇特定不妊治療:県の助成額を控除し、10万円を限度として助成	◇1回目の申請の妻の年齢が40歳未満の場合は、治療ごとに最大6回まで ◇1回目の申請の妻の年齢が40歳以上の場合は、治療ごとに最大3回まで	ある	ない	不育治療	◇1治療期間に要した助成対象経費から高額療養費及び保険者からの付加給付、県の助成額をとり、10万円を限度として助成	◇1回目の申請の妻の年齢が40歳未満の場合は、治療ごとに最大6回まで ◇1回目の申請の妻の年齢が40歳以上の場合は、治療ごとに最大3回まで	ある	妊婦健診14回/産後健診1回	ない		ない	
二本松市	ある	ある	体外受精 顕微授精 ※年齢制限有 H27～男性不妊治療 (1) 精巣内精子回収法(TESE)による手術 (2) 顕微鏡下精巣内精子回収法(MD-TESE)による手術 (3) 顕微鏡下精巣内上体精子回収法(MESA)による手術	県の助成を除いた額のうち上限15万円	男女とも年2回まで(通算5年10回)	ない					ある	15回	ある	1回	ある	妊娠4ヶ月から出産まで。対象疾病に該当した場合、医療費を10割給付(国民健康保険の場合)
田村市	ある	ない	①特定不妊治療 ②男性不妊治療	①10万円 ②10万円	開始年齢より3～6回	ない					ある	15回	ない		ある	妊娠4か月となる日の属する月から分娩の日の属する月まで保険診療費自己負担分の助成
南相馬市	ない					ない					ある	回数制限なし	ある	1回	ない	
伊達市	ない					ない					ある	15回及び産後1か月健診1回	ある	1回	ない	
本宮市	ある	福島県と同様	女性及び男性不妊について福島県と同様	支払った不妊治療費を超えない範囲で、県の助成金と同額	福島県と同様	ない					ある	妊婦健診15回及び産後1か月健診1回	ある	1回	ない	
桑折町	ない					ない					ある	妊婦健診15回及び産後1か月健診1回	ない		ない	
国見町	ない					ない					ある	16回	ない		ない	

市町村	2 不妊治療費の助成					3 不育症治療費の助成					4 妊婦健診の助成		5 妊婦歯科健診の助成		6 妊産婦医療費の助成	
	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	制度の内容
川俣町	ある		当該特定不妊治療に要した費用から福島県助成要綱に基づき助成を受けた額を差し引いた金額を、一回につき10万円を上限として助成する。	10万円を上限	初めて助成を受ける際の妻の年齢が40歳未満であるときは、43歳に達するまで通算6回を上限とし、40歳以上である場合は43歳に達するまで通算3回を上限とする。	ない					ある	15回	ない		ない	
大玉村	ある	ない	県助成対象治療内容と同様	県と同額	県助成と同様	ない					ある	15回	ない		ない	
鏡石町	検討中					ない					ある	妊婦健診15回及び産後1か月健診1回	ない		ない	
天栄村	ある	ない	特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)	10万円	1年度あたり2回を限度に通年5年間	ない					ある	15回	ある	設けていない。 ※集団健診方式のため、実費無し	ない	
下郷町	ある	夫婦の前年度の所得の合計額が730万円未満	・医療保険各法が適用される不妊症の検査及び治療 ・医療保険各法が適用されない不妊症の検査及び治療のうち、体外受精又は顕微鏡受精を除く検査及び治療	自己負担分(差額ベッド代、食事代、文書料等は除く)	限度額年間 20万円	ない					ある	15回	ない		ない	
檜枝岐村	ある	ある	特定不妊治療	30万円	年度当たり2回を限度とし、通算5年まで	ない					ある	・妊婦一般健康調査15回 ・産後1ヶ月健康審査1回 ・妊婦精密健康審査1回	ない		ない	
只見町	ある	夫婦の所得合計が730万円以下	体外受精 顕微授精 男性不妊治療	10万円	通算5年10回限度	ない					ある	15回	ない		ない	
南会津町	ある	ない	体外受精、顕微授精以外	年20万円	20万円以内	ある	ない	医療保険各法に適用しない治療	年20万円	20万円以内	ある	15回及び産後検診1回	ない		検討中	29年度より開始
北塩原村	ない					ない					ある	15回	ない		ない	
西会津町	ある	ない	不妊治療に関する検査・治療	・検査：全額 ・治療：限度額10万円	・初年度3回/年 ・2年目～5年目2回/年 (5年間)	ある	ない	へパリン注射による不育治療を除く不育症に関する治療	・医療保険適応：限度額3万円 ・その他：限度額10万円		ある	15回	ない		ある	国民健康保険加入の妊婦の5ヶ月目から医療費助成

市町村	2 不妊治療費の助成					3 不育症治療費の助成					4 妊婦健診の助成		5 妊婦歯科健診の助成		6 妊産婦医療費の助成	
	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	制度の内容
磐梯町	ない					ない					ある	15回	ある	1回	ある	国民健康保険法第四十二条第一項の規定にかかわらず、療養の給付を受ける被保険者のうち妊産婦(妊娠五ヶ月となった日の属する月から出産の日の属する月まで)に該当する者は、当該療養の給付に関し、一部負担金を支払い、又は納付することを要しない。
猪苗代町	ない					ない					ある	15回	ない		ある	出産に影響を及ぼす異常が認められた場合、1回に限り精密検査の費用を助成する。
会津坂下町	ない					ない					ある	15回	ない		ある	国保0割
湯川村	ない					ない					ある	14回	ない		ある	国民健康保険加入者に対して妊娠5か月に達月から出産月までの10割給付
柳津町	ない					ない					ある	14回 産後1回	ない		ある	妊娠5か月に達月から出産月までの医療費の10割給付(一般診療に係る保険診療分)
三島町	ない					ない					ある	15回	ない		ある	
金山町	ない					ない					ある	14回	ない		ない	
昭和村	ない					ない					ある	15回	ある	1回	ある	国保の妊産婦(満4か月となる日の属する月から出産の日の属する月まで)は医療費無料
会津美里町	ない					ない					ある	14回	ない		ない	産後1か月健診費用の助成
西郷村	ある	夫婦合算で730万円未満	西郷村特定不妊治療費助成事業による	特定不妊治療 上限15万円まで 男性不妊治療 上限10万円まで	県の助成回数に準ずる	ない					ある	妊婦健診15回と産後健診1か月	ない		ある	妊娠5ヶ月の月から出産日の翌月までの妊産婦の方の医療費の一部を助成
泉崎村	ある	夫婦合算の前年の所得額が730万円未満	特定不妊治療(県の治療内容と同様)	上限15万円	6回まで	ない					ある	妊婦健診15回及び産後1ヶ月健診1回	ない		ない	
中島村	ない					ない					ある	15回	ない		ない	

市町村	2 不妊治療費の助成					3 不育症治療費の助成					4 妊婦健診の助成		5 妊婦歯科健診の助成		6 妊産婦医療費の助成	
	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	制度の内容
矢吹町	ある	ない	●特定不妊治療を行った場合 A.新鮮胚移植を実施した場合 B.凍結胚移植を実施した場合(受精卵を一旦凍結し、母体の調整後胚移植) C.以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施した場合 D.体調不良等により移植のめどが立たず治療終了 E.受精できず又は、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止した場合 F.採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止した場合 ●男性不妊治療を行った場合	5万円から10万円	1年度につき1回	ある	ない	不育症と診断された方が妊娠した場合には、ヘパリンを主とした不育治療に係る費用	10万円	1年度につき1回	ある	15回(一部補助)	ない		ない	
棚倉町	ある	夫婦合算の所得額が730万円未満	・保険診療の適応とならない体外受精・顕微授精 ・男性不妊治療	15万円または7万5000円 男性10万円	初回申請年齢40歳未満の人は43歳まで通算6回。40歳以上43歳未満までは、通算3回。	ない					ある	15回	ない		ない	
矢祭町	ある	夫婦合算の所得額が730万円未満	特定不妊治療 男性不妊治療	上限15万円(治療内容によっては上限7万5千円) 男性15万円	40歳未満(通算6回) 40歳以上43歳以下(通算3回)	ない					ある	無制限	ある	1回	ない	
埴町	ある	夫及び妻の前年の所得(1月から5月までの申請については、前々年の所得の合計額)が730万円未満	特定不妊治療 男性不妊治療	上限15万円(治療内容によっては上限7万5千円) 男性10万円	6回(40歳以上は3回)	ない					ある	15回	ある	1回	ある	妊産婦が社会保険各法の規定による医療の給付を受けた場合に支払った一部負担金を限度として助成
鮫川村	ある	夫婦の所得の合計が、730万円未満	・保険診療の適応とならない体外受精・顕微授精 ・母性不妊と診断された場合に要する手術経費	1月19日以前に初回治療終了は上乗せ助成あり 1月20日以降に初回治療終了は、初回に限り30万円まで助成 男性：15万円上限	39歳までは6回 40歳～43歳未満3回	ない					ある	15回	ない		ある	妊娠5か月目から出産翌月までにかかる妊婦健診以外の医療費を助成する。
石川町	ない					ない					ある	妊婦一般健康診査15回と産婦1ヶ月健康診査1回	ない		ない	
玉川村	ない					ない					ある	15回	ない		ない	

市町村	2 不妊治療費の助成					3 不育症治療費の助成					4 妊婦健診の助成		5 妊婦歯科健診の助成		6 妊産婦医療費の助成	
	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	制度の内容
平田村	ない					ない					ある	15回	ない		ない	
浅川町	ある	ない	特定不妊治療(福島県特定不妊治療費助成事業実施要綱第4の規定と同様)	10万円	1年度に2回。通算5年が限度	ない					ある	15回	ない		ない	
古殿町	ある	ない	一般不妊治療	上限20万円	通算2年間	ない					ある	15回	ない		ない	
三春町	ある	ない	特定不妊治療及び男性不妊治療	10万円	30歳以下 6回 40歳以上 3回	ない					ある	妊婦 15回 産後 1回	ある	1回	ない	
小野町	ある	ない	医療保険適用外の体外受精、顕微授精	15万円以内 手術を伴う男性不妊治療助成は1回10万円以内	年度内2回まで通算5年	ない					ある	16回(精密検査を含む)	ない		ある	妊娠16週から産後(出産日の翌月まで)の保険診療医療費自己負担額を助成
広野町	ない					ない					ある	15回 産婦健診1回	ない		ない	
檜葉町	ない					ない					ある	15回	ない		ない	
富岡町	ない					ない					ある	15回	ない		ない	
川内村	ない					ない					ある	15回(妊婦)及び1回(産後1ヶ月)	ある	1回(国保歯科診療所を利用の場合に助成)	ある	精密検査にかかった費用の自己負担分を1人につき1回まで公費負担する。
大熊町	ない					ない					ある	15回	ない		ない	
双葉町	ない					ない					ある	15回	ない		ない	
浪江町	ない					ない					ある	15回(妊婦)及び1回(産後1ヶ月)	ない		ない	
葛尾村	ない					ない					ある	15回	ない		ない	
新地町	ない					ない					ある	14回	ない		ない	
飯館村	ない					ない					ある	15回	ない		ない	
ある	28					4					59		12		16	
ない	30					55					0		47		42	
検討中	1					0					0		0		1	